

穴吹わんわんクラブ会員犬規約

第一条（会員犬の資格）

1. 会員犬とは穴吹わんわんクラブ（以下当クラブとします）が定めた会員犬規約を承認の上当クラブに入会を申し込み、所定の手続き完了された犬を言います。
2. 会員犬になる為には犬種・性別を問いません。
ただし、犬齢5ヶ月以上13年未満の犬を対象とします。また、当クラブの審査により不適当と認められた犬は入会の拒否または、会員犬資格を剥奪する場合があります。その場合の審査の開示はいたしません。（登録の条件は第六条参照）

第二条（動物愛護の宣言）

1. 会員犬の飼い主は動物愛護の精神の上から、以下の法律、条令、施行規則を厳守する事を宣言しなければなりません。
 - ・動物の愛護及び管理に関する法律
 - ・香川県動物の愛護及び管理に関する条例
 - ・狂犬病予防法
 - ・香川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

第三条（会員犬資格の譲渡）

会員犬の資格は第三者に譲渡、転貸、質権設定等は一切出来ません。

第四条（登録事項の変更等）

当クラブにご登録いただいた氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、会員は遅滞なく、変更事項を届出るものとします。

第五条（モデル犬の登録）

会員犬はトリミングモデル犬として登録されます。トリミングは専門学校穴吹動物看護カレッジの学生が実習授業にて担当します。学生実習のため、プロと同等のレベルに仕上がらず、トリミング依頼されたイメージと異なる場合があります。その場合修復できかねる場合もありますのでご承知ください。

第六条（登録の条件）

当クラブにてモデル犬を登録する場合には以下の条件が必要です。

- ・お住まいの都道府県に登録をしている事
- ・年一回の狂犬病予防を行っている事
- ・伝染病予防混合ワクチンを接種している事
- ・慢性疾患、伝染病等現在の健康状態に問題がない事

（健康状態の悪い犬や年齢が10歳を超える場合はトリミングをお断りする場合があります。）

第七条（登録の更新）

狂犬病および伝染病予防の証明書を年1回提出することにより登録は自動更新されます。

ただし、飼い主より申し出があった場合はこの限りではありません。

第八条（トリミング犬予約・トリミング料金）

1. トリミングを希望される場合は、事前の予約が必要です。予約受付は該当前月の1日（ただし、1日が土曜日または日曜日の場合は翌月曜日とします。年末年始およびゴールデンウィーク等の大型連休の場合はこの限りではありません。）の9：00からとします。予定頭数に達し次第予約を締め切り、キャンセル待ちは受け付けておりません。また、学校行事等により予約を受付できない場合もありますのであらかじめご了承ください。
2. トリミング料金はモデル犬料金として特別に設定されたものです。別紙料金表をご参照ください。
3. 料金は予告なしに変更されることがあります。

第九条（ペットの預かりおよびお返し）

1. ご利用日当日のペットの預かりは9時から9時30分まで、お返しは16時30分から18時までとします。
2. 送迎時の受け渡しは飼い主立ち合いで行うものとします。

第十条（ペットの急な異変）

3. 当クラブで、サービスを受けているペットあるいはお預かりしているペットの体調が急変した場合、当クラブの判断でしかるべき獣医に診察を委託する場合があります。その場合の費用は会員の負担となります。
4. 当クラブご利用日は、急変時の緊急連絡に備え、飼い主は所在を明らかにするよう努めてください。

第十一条（損害賠償の予定）

当クラブではサービスを行っている間は善良なる管理を持ってサービスを行いますが、万が一何らかの事故及び過失で登録をされたペットに傷害あるいは死に至らしめた場合あるいはそのペットが逸走した場合、当クラブと会員双方の協議上で善良なる処理を行います。ただし、その場合損害賠償額はそのペットの種類の標準的な生体販売価格を超えることはありません。（ただし、上限は20万円までとします。）

第十二条（会員の個人情報）

当クラブは飼い主の個人情報を、当クラブの企画の参考とする目的、又は当クラブからの発信する情報を飼い主様に提供する目的のみに使用し、他の目的には一切使用しません。

第十三条（個人情報の開示）

飼い主は当クラブに対して、いつでも当クラブが有しているご本人の個人情報を開示するよう求める事が出来ます。

第十四条（個人情報の削除）

前条の開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合には、会員は当クラブに対して当該個人情報の訂正または削除を要求する事が出来ます。

第十五条（規約の変更）

当規約は予告なしに変更することがあります。

第十六条（その他の決まり）

ここに記載されていない事は日本国内におけるすべての法律に準拠します。

第十七条（実施）

この規約は、平成30年4月1日から制定、実施します。

平成30年4月1日